

印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
施行規則

平成18年11月24日
規 則 第 11 号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 組合が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(申請の手續)

第3条 条例第3条の申請書は、印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者指定申請書(別記様式第1号)とする。

2 条例第3条第1号の事業計画書に記載する事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 運営体制及び組織に関する事項
- (4) 前4号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

3 条例第3条第2号の収支計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入に係る計画及びその説明に関する事項
- (2) 支出に係る計画及びその説明に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

4 条例第3条第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書(申請する団体が法人の場合に限る。)
- (3) 管理者が指定する年度に係る事業報告書、損益計算書(又は収支計算書)、貸借対照表及び財産目録

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(申請の資格)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本組合又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体

イ 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者

ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 指定管理者の指定の手續きにおいて、公正な手續きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(3) 破産手續開始の決定を受けた法人

2 前項に掲げるもののほか、必要とする申請の資格については、管理者が別に定める。

(選定結果及び指定の通知)

第5条 管理者は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をしたすべての団体に対し、印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者候補者選定結果通知書(別記様式第2号)によりその選定結果を通知するものとする。

2 管理者は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者指定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第6条 条例第7条の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 管理経費の額及び支払方法に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 管理の業務に当たって知り得た個人情報の保護に関する事項

(7) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(事業報告書)

第7条 条例第8条の事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

(補足)

第8条 この規則に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

所在地

団体名

代表者氏名

印

印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 3 条の規定により、次の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設名称

様式第 2 号

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者職氏名

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定に
おける候補者の選定については、以下の理由により 選定しました
通知します。 選定しませんでした ので

1 公の施設の名称

2 理由

様式第3号

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者職氏名

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定について、印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、以下のとおり貴団体を当該公の施設の指定管理者として指定します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 4 号

事 業 報 告 書

年 月 日

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

団 体 名

代表者氏名

印

次の公の施設について、 年度の業務が完了しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び印旛郡市広域市町村圏事務組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 8 条の規定により報告します。

1 公の施設名称

2 添付書類

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理にかかる経費の収支状況
- (4) その他